

○江川委員長 ただいまより、経済建設常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員です。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、1、請願・陳情議案の審査についてを議題といたします。

まず、陳情第33号、旭川市特別会計における消費税の申告・納付状況について調査・公表を求めることについてに関わりまして、委員の皆様から特に御発言はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○江川委員長 なければ、判断できる状況にあるか各会派に確認をいたします。

自民党・市民会議。

○あべ委員 判断できます。

○江川委員長 民主・市民連合。

○金谷委員 判断できます。

○江川委員長 公明党。

○駒木委員 判断できます。

○江川委員長 日本共産党。

○能登谷委員 判断できます。

○江川委員長 旭川市民連合。

○高木委員 判断できます。

○江川委員長 それでは、全会派が判断できるとのことでしたので、陳情第33号についての採択、不採択の判断を、意見開陳を含めて伺っていきたくと思います。

自民党・市民会議。

○あべ委員 陳情第33号に関しまして、自民党・市民会議としては願意に沿い難いと判断します。

動物園事業特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計においては、消費税及び地方消費税を納付した場合、決算事項別明細書の公課費に含めて報告されています。また、令和4年度に発生した消費税等の修正申告については、報道等で報告された経緯があり、仮に、今後も同様の事案が発生した場合も、市は適切に対処されるものと考えられます。

したがって、願意に沿い難く不採択と判断します。

○江川委員長 次に、民主・市民連合。

○金谷委員 民主連合といたしましては、不採択とさせていただきます。

理由については、消費税の申告納付状況について調査公表を求められておりますが、既に明らかとなっているため不採択といたします。

○江川委員長 公明党。

○駒木委員 陳情第33号、旭川市特別会計における消費税の申告・納付状況について調査・公表を求めることについては、公明党として不採択と判断いたしました。

以下、その理由を簡潔に述べます。

要旨にある公共駐車場事業特別会計で、過去に過大還付があった際には、既に修正申告及び公表

が行われています。また、動物園事業特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計についても、毎年の決算審査や監査の中で確認が行われており、市議会としても、必要に応じて質疑や確認を行っております。そのため、今回改めて新たな調査や公表を求める必要性は低いものと考えます。

以上の理由から、願意には沿い難く、本陳情については、不採択と判断いたしました。

○江川委員長 次に、日本共産党。

○能登谷委員 日本共産党は、陳情第33号、旭川市特別会計における消費税の申告・納付状況について調査・公表を求めることについては、願意に沿い難いと判断いたします。

旭川市の特別会計の収支及び納税状況については、毎年度の決算書及び決算に関わる書類において公表されており、既に透明性は確保されていると言えます。また、陳情事項にある動物園事業特別会計、水道事業及び下水道事業会計における消費税等についても、地方自治法に基づき、監査委員による審査を経て、議会で認定を受けています。過去において過大還付の発生時には修正申告を行うなど、適切な対応をとっていることは、その証明でもあり、説明責任を果たしていると考えます。

以上のことから、陳情第33号は、採択すべきでないと判断いたします。

○江川委員長 次に、旭川市民連合。

○高木委員 私たち旭川市民連合も、結論から申し上げますと、願意に沿えないと、不採択という判断をいたしました。

その理由についてはもう今の他会派の皆さんからの意見と同じなんですけど、既に職員の皆さんにも、研修等の対応がなされているということも含めて、うちの会派も願意に沿えない不採択として、判断をさせていただきました。

○江川委員長 それでは、不採択とすべきものとするので全会一致となったことから、陳情第33号につきましては、不採択すべきものと決定することで、御異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○江川委員長 異議なしと認めます。

よって、陳情第33号につきましては、不採択とすべきものと決定いたしました。

本会議における委員長口頭報告案の作成につきましては、正副委員長に一任願うことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○江川委員長 それでは、そのように取扱いさせていただきます。

次に、陳情第34号、旭川市及び周辺地域における外国人・外国法人による土地取得、特に森林・水源地に関する把握状況と対応方針についてに関わりまして、委員の皆様から特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○江川委員長 なければ、判断できる状況にあるか、各会派に確認いたします。

自民党・市民会議。

○あべ委員 判断できます。

○江川委員長 民主・市民連合。

○金谷委員 判断できます。

○江川委員長 公明党。

○駒木委員 判断できます。

○江川委員長 日本共産党。

○能登谷委員 判断できます。

○江川委員長 旭川市民連合。

○高木委員 判断できます。

○江川委員長 それでは、全会派が判断できるとのことでしたので、陳情第34号についての採択、不採択の判断を、意見開陳を含めて伺ってまいりたいと思います。

自民党・市民会議。

○あべ委員 自民党・市民会議としては、不採択と判断します。

理由といたしましては、陳情第34号に関しまして、森林、水源地について外国人、外国法人による取得の有無を確認することは、国家の安全保障に重要な問題であると認識していますが、当該陳情におきましては、自民党・市民会議として願意に沿い難いと判断します。

憲法第29条第2項の法律事項において、財産権の内容は、公共の福祉に適合するように法律で定めると規定されています。旭川市におきましては、国土法の関係で、届出窓口を通常業務としていることから、森林、水源地について、外国人、外国法人による取得の有無を確認することは、市の業務ではなく、これらは北海道所管の業務のため、市が関与すべき事案に該当しません。よって、陳情事項にあります森林、水源地について、外国人、外国法人による取得の有無を確認し、その対応方針を明らかにすることや、本市として条例や制度の整備を検討する必要はないと考えますし、国が行うべきであり、市は積極的に関与することではないと考えます。

したがって、願意に沿い難く不採択と判断します。

○江川委員長 民主・市民連合。

○金谷委員 陳情第34号については、不採択といたしました。

理由については、陳情項目の1と2のうち2については一部理解ができるものの、1については既に明らかとなっているため必要がないということでございますので、不採択といたします。

○江川委員長 公明党。

○駒木委員 陳情第34号について、公明党として不採択と判断いたしました。

以下、その理由を簡潔に述べます。

土地の移転に係る国土利用計画法や北海道水資源の保全に関する条例等の主たる窓口の権限は北海道にあり、市町村は事務代行の立場であることから、市独自に個別の売買に関与したり、内容を公表したりすることは困難であること、また、2027年度から国において、外国人等の不動産取得を一元的に把握、管理するデータベースの運用が開始されることから、市独自の規制整備には法的整合性や実効性を欠くと判断し、願意に沿い難く、本陳情については不採択と判断いたしました。

○江川委員長 日本共産党。

○能登谷委員 日本共産党は、陳情第34号、旭川市における外国人・外国法人による土地取得、特に森林・水源地に関する把握状況については、願意に沿い難いと判断いたします。

以下、簡潔にその理由を述べます。

農林水産省が2025年9月16日に行ったプレスリリースでは、令和6年に外国法人等により

取得された森林面積は382ヘクタールであり、全国の私有林面積1千431万ヘクタールの0.003%で、平成18年からの累計は1万396ヘクタール、全国の私有林面積1千431万ヘクタールの0.07%であり、取得面積に大きな増加傾向は見られないこと、外国法人等が取得した森林において、取水や地下水の採取を目的とした開発等の事例は、これまで報告されていないと発表しています。

水源を守る、農地を守る、森林を守るなどは、日本人か外国人かにかかわらず、規制をかける必要があるのであれば議論を経て実現すべき問題であって、外国人という属性によって土地取得だけを殊さらに問題視するような行為は、排外主義的な主張を強める可能性が高くなります。

よって、陳情第34号はこうした考えが基になっていることから、反対すべきと判断いたします。

**○江川委員長** 旭川市民連合。

**○高木委員** 私ども旭川市民連合も、不採択、願意に沿えないという判断をいたしました。

理由については、先ほど皆さんから言われているのと同じなのですが、まず北海道が2012年度から毎年調査、公表を行っているというふうにも聞いています。さらには、北海道水資源の保全に関する条例に基づいて、水資源保全地域の取引については事前届出制度があるといった部分を含めて、聞いておりますし、さらには森林とか、水源地については、複数の市町村がまたがる広域な自然環境でありますから、やはりこちらのほうは北海道が一元的に調査、監督するほうが合理的であり、効果的だというふうに思っております。

さらに外国資本という部分で、正確に判断、調査するのは、やはり市町村レベルでは非常に難しいということも含めて、この陳情第34号については、願意に沿えないという判断をいたしました。

**○江川委員長** それでは、不採択とすべきものとするので全会一致となったことから、陳情第34号につきましては、不採択とすべきものと決定することで御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**○江川委員長** 御異議なしと認めます。

よって、陳情第34号につきましては、不採択とすべきものと決定いたしました。

本会議における委員長口頭報告案の作成につきましては、先ほどと同様、正副委員長に一任願えますでしょうか。

(「はい」の声あり)

**○江川委員長** そのように取り扱わせていただきます。

次に、2、商工業、観光及びスポーツ、農林畜産業並びに建設に関する事項についてを議題といたします。

まず、(1)使用料・手数料の見直し案について、(2)使用料・手数料見直し案における忠和テニスコート及び嵐山レクリエーション施設使用料の適用時期の変更について、(3)使用料・手数料見直し案における工業技術センター使用料の変更について、(4)使用料・手数料見直し案における市営牧場使用料の変更について及び(5)使用料・手数料見直し案における屋外スポーツ施設使用料の適用時期の変更についての以上5件について、理事者から報告願います。

**○菅原観光スポーツ・シティプロモーション部長** 使用料・手数料の見直し案につきまして、御報告をさせていただきます。

使用料・手数料の見直しに関する取組につきましては、総務常任委員会所管の案件ではございま

すが、個別の使用料、手数料の所管部局として関係がありますので、4月24日に最終案を決定しました使用料・手数料の見直し案について、関係部局を代表し、観光スポーツ・シティプロモーション部から御報告を申し上げます。

経済建設常任委員会が所管する使用料、手数料につきましては、旭山動物園、総合体育館、忠和体育館などの使用料、土壌診断、建築許認可申請、現地目証明などの手数料があり、関係する部局は当部のほか、経済部、農政部、建築部、土木部となっております。

それでは、資料の使用料・手数料の見直し案の概要を御覧ください。

まず、1、全体概要になりますが、今回の見直しでは、使用料は111施設で1千491項目、手数料は1千73項目が対象となります。使用料は90%、手数料は83%の項目が増額の改定となっております。

次に、2、新料金の適用日につきましては、令和8年10月1日からを原則とし、個別の状況を踏まえ、ごみ処理手数料等は令和9年4月1日、冬季は開設しない屋外スポーツ施設に係る使用料は令和9年4月20日、旭山動物園の入園料は令和9年4月29日などの例外を設けております。

次に、3、見直しの影響額につきましては、令和6年度決算ベースで、使用料が5億円の増、そのうち、旭山動物園の入園料が4億円の増、手数料は4億4千万円の増で、そのうち、ごみ処理手数料が2億7千万円の増で、合計9億4千万円の増となっております。

なお、資料の使用料・手数料の見直し案は、条例ごとの状況と使用料、手数料の一覧となっております。

続きまして、資料の使用料・手数料の見直し案における変更点を御覧ください。こちらは、本年2月に御報告いたしました修正案からの変更点となっております。利用者や事業者への影響等を考慮し、適用時期を変更したほか、項目の廃止、除外を行ったものであり、本委員会では、1、適用時期の変更の(1)冬季は開設しない屋外スポーツ施設等の使用料、2、項目の廃止、3、項目の除外が該当いたします。後ほど、各所管部局から御説明をさせていただきたいと存じます。

使用料・手数料の見直し案につきましては、来月開会予定の第2回定例会に関連議案を提出してまいりたいと考えております。

続きまして、使用料・手数料の見直し案における変更点のうち、観光スポーツ・シティプロモーション部所管分につきまして御説明を申し上げます。

資料の使用料・手数料の見直し案における変更点を御覧ください。

1の適用時期の変更の(1)冬季は開設しない屋外スポーツ施設等の使用料につきましては、シーズン終了間近であり、利用者の混乱を避けるため、適用時期を次期シーズンからに変更するもので、忠和テニスコートにつきましては令和9年4月20日に、嵐山レクリエーション施設につきましては令和9年5月15日にそれぞれ変更しております。

以上、報告でございます。

**○浅利経済部長** 使用料・手数料の見直し案における変更点のうち、経済部所管分につきまして御説明を申し上げたいと思います。

資料のほうを御覧いただきたいと思います。

2、項目の廃止につきましては、工業技術センターの使用料のうち、加工機器のシャリングマシン及びコーナーシャーにつきましては、他の機器で代替が可能であることから廃止といたします。

報告は以上でございます。

○**林農政部長** 使用料・手数料の見直し案における変更点のうち、農政部所管分について御説明いたします。

資料、使用料・手数料の見直し案における変更点を御覧ください。

3、項目の除外につきまして、市営牧場の使用料のうち、馬の項目は規則に規定しておりますことから、使用料・手数料の見直し案から除外いたします。

報告は以上でございます。

○**高橋土木部長** 使用料・手数料見直し案における変更点のうち、土木部所管分について御説明いたします。

資料の、使用料・手数料の見直し案における変更点を御覧ください。

1、適用時期の変更の(1)冬季は開設しない屋外スポーツ施設等の使用料のうち、花咲スポーツ公園、東光スポーツ公園、忠和公園及びカムイの杜公園の各施設の適用時期につきましては、今年度のシーズン終了間近であり、利用者の混乱を避けるため、来シーズンの供用開始日となる令和9年4月20日に変更しております。

報告は以上でございます。

○**江川委員長** ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○**江川委員長** なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、(6)旭山動物園職員の逮捕等に係る対応について、理事者から報告願います。

○**浅利経済部長** 去る4月30日に、旭山動物園に勤務する職員が死体損壊の容疑で逮捕されるという事態が生じたところでございます。

本件に伴いまして、動物園の開園を延期することとなりましたこと、議員各位はもとより多くの方々に大変な御不安と御心配をおかけしておりますことにつきまして、まずは心よりおわびを申し上げたいというふうに思います。

以下、これまでの経過等につきまして御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、事案対応に係る初動から開園日の延期に至る一連の経過について、御説明を申し上げます。

4月23日の夕方、旭川東警察署から、旭山動物園に勤務する職員への事情聴取を行いたいという電話連絡があり、当該職員が、警察の任意同行に応じるとともに、園内の捜査が行われたところでございます。

翌24日の早い段階で、警察の嫌疑が重大なものであることが判明し、同日の早朝に園長から私のほうが状況報告を受けまして、その後、市長、副市長、関係部局とも情報を共有し、市長等の指示を仰ぎながら対応を継続する中、4月27日には、夏期開園日の2日間延期を決定したところでございます。

開園延期に至った経過でございます。

夏期開園日の延長に至った経緯でございますけれども、警察の捜査への協力に伴う夏期開園準備の遅れ、それから職員の心理的な負担、そして安心して来園いただく受入れ体制の構築が必要な状況でございました。

これらを踏まえまして、夏期開園日を2日間延期する判断をいたしまして、まずは4月27日に市長コメントを発出、そして翌28日の市長臨時記者会見において、5月1日からの夏期開園に至る経過を説明したものでございます。

捜査協力についてです。

警察の捜査に対しましては、これまでに園内施設の実況見分への立会いでありますとか、職員など関係者への事情聴取に対応してきたほか、動物園が保有する映像、物品、資料等の提出にも応じるなど、全面的に協力をしてきたところでございます。

今後につきましても、引き続き警察の捜査に対する全面的な協力を行ってまいります。

続いて、資料を提出させていただいておりますけれども、夏期開園後の入園者数についてでございます。

開園後の動物園の状況でございますけれども、開園日当日は、市長及び園長が正門の広場に行つて来園された方々のお出迎えを行い、開園を待ちわびた市民の皆様をはじめ、多くの来園者の笑顔が見られたところでございます。

夏期開園後の入園者数につきましては、お手元にあります資料にまとめてございます。開園日からゴールデンウィーク期間の累計で申し上げますと、昨年が4月26日から5月6日までの11日間で5万9千329人、今年が5月1日から5月6日までの6日間で5万2千179人でありました。

累計といたしましては、昨年よりも7千150人の減でございますが、1日当たりの平均入園者数は、今年が8千697人となりまして、昨年の5千394人と比較しまして約3千300人の増というふうになってございます。

また、繁忙期であります5月1日から6日までにかけての6日間に絞って比較しますと、昨年が4万4千576人でありますので、今年は同期間で前年比7千603人、約17%の増となっております。

入園者増となった要因といたしましては、連休の並びがよかったことに加えまして、昨年と比較し天候に恵まれたことなどによりまして、多くの来園者に来ていただいたものと認識をしております。

一方で、夏期開園の時期につきましては、開園が早過ぎたのではないかとといった御意見も頂戴しているところでございます。こうした御意見につきましても真摯に受け止め、引き続き、警察の捜査への協力と、丁寧な情報提供に努めてまいりたいと考えてございます。

また、これまでに動物園職員やスタッフに対しまして、来園者の方々から直接あるいはSNSやメールなどによりまして、旭山動物園を応援したいという数多くの励ましのお声もいただいております。こうした声を励みに、徐々に通常の運営体制に移行できるように取組を進めているところでございます。

最後に、今後の対応でございますが、繰り返しとなりますけれども、今後も、警察の捜査に対する全面的な協力を行うとともに、変わらぬ動物たちの魅力の発信に努めてまいります。

なお、捜査協力による臨時閉園でありますとか、一部のエリアの封鎖なども想定されますことから、来園者または来園を予定されている皆様に対しても、これまで同様丁寧な情報提供を行うとともに、安心して来園いただけるよう対応してまいります。

以上でございます。

○江川委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言ございますか。

○駒木委員 公明党の駒木おさみです。ただいま部長から御報告ありましたように、旭山動物園職員の逮捕等に係る対応について、3点ほど質疑をさせていただきたいと思います。

今回の事案は、市民の皆様の信頼を大きく揺るがす極めて重大な問題であります。事件発覚後の中で、その不安の中にあっても旭山動物園の動物たちを守り、また、来園者を迎えるために、現場で懸命に汗を流してこられた職員やスタッフの皆様の方に寄り添いたい、そういった思いで私たち公明党議員団としても、夏期開園日、2日延期になりましたが、この日を待ちわびて行きました。マヌルネコの絵が描かれた年間パスポートも購入し、今年何度も足を運んでいきたいなというふうに思っております。

その後も、ゴールデンウィークの連休中も、中学生の息子、また家族と足を運ばせていただきましたが、そのゴールデンウィークの最中でも夏期開園日を待ち望まれていた市民の多くの皆様と全国の皆様、多くの人であふれていた、その姿を見たとき、私も本当に感動と安堵した気持ちになりました。

そして、先日、旭山動物園のホームページに中田園長からのメッセージが掲載されましたが、その中で、今回の事態に対する深いおわびとともに、動物たちの元気な姿を発信し、動物園本来の役割を果たしていくこと、そして、信頼回復に努めていくという、誠実な決意が示されておりました。

中田園長のメッセージに込められた並々なぬ覚悟と、旭山動物園を包み込む市民の皆様の方の温かい思いを厳粛に受け止め、順次質問に入らせていただきます。

夏期開園後の園内及び職員スタッフの皆様の様子、さらには、来園者の状況についてお伺いします。

捜査が継続する異例の事態の中で、夏期開園が延期となり、現場を預かるスタッフの皆様の方の精神的な不安は想像を絶するものがあつたと推察いたします。実際に開園を迎えて、多くの来園者の皆様の方の、いつもと変わらない温かい雰囲気の中で楽しまれている姿、また、多くの子どもたちの笑顔に接したとき、現場の皆様のお気持ち、また、来園者の受け止めはどのようなものであつたのでしょうか、改めてお伺いします。

○中田旭山動物園長 先ほど部長より報告させていただきましたとおり、夏期開園後、ゴールデンウィーク期間中は、比較的天候に恵まれ、多くの来園者に動物園にお越しいただくことができました。

例年と異なり、捜査が継続する中で、それに支障が生じないように、対策を講じる必要がありましたが、実際に開園し、多くの方々が動物を間近にして興味深く観察するまなざし、子どもたちの満面の笑顔などに接することで、園としても、徐々に通常の体制で来園者をお迎えできるようになったと感じているところでございます。

○駒木委員 園長から、捜査の支障とならない対策に苦慮される中、子どもたちの満面の笑顔に接することで、救われる思いで通常の体制を取り戻していかれたという御答弁をいただきました。現場の皆様の方のこれまでの御奮闘に心から敬意を表します。

一連の報道や警察の捜査なども、一定の経過をたどり、園内が少しずつ日常を取り戻しつつある今、全国から届いている多くの支援の励ましの声は、現場の皆様の方の御努力に対する信頼のあかしで

あります。先ほど触れました中田園長のメッセージのとおり、旭山動物園が動物たちの本来の姿を発信し、旭山動物園の役割を果たしていくことが何より重要であり、それが旭川市民の皆様や全国の、全世界のファンの皆様への一番の安心につながると考えています。

新しいシーズンを迎え、リニューアルしましたマヌルネコ舎や、子どもたちが体感できるコンセプト遊具、障害の有無にかかわらずみんなで遊べるインクルーシブ遊具など、すばらしい見どころが整備されました。

これらを活用し、旭山動物園が未来へ向けて力強く歩んでいる姿を今シーズンはどのように発信されていかれるのか、旭山動物園が未来に向かって力強く歩んでいるということを広く知っていただくために、今後の飼育ガイドや広報宣伝、イベント、具体的な方策、取組の予定など、お示しいただきたいと思えます。

その中で感じるのは、これまであさひやま・キッズ・Zooとか、夜の開園とか、そういったことも、例年、楽しみにされている多くの方がいらっしゃいます。今年においても、どうか継続して進めてほしいという声もございますので、そういったことも含めて、お示しいただけたらと思えます。

**○中田旭山動物園長** 当園職員が重大な容疑で逮捕され、捜査がまだ継続しているという状況には変わりはありませんが、当園として、動物たちの元気な姿を発信し、園本来の役割を果たしていくことが重要であると考えております。

特に今シーズンはマヌルネコ舎をリニューアルオープンし、斜面を利用した岩棚や芝生ゾーンを設置して、マヌルネコらしい動きや特性を御覧いただける施設を整備いたしました。また、園内2か所には、新しい遊具施設としてレッサーパンダの吊り橋や、ヤギの平均台など、いろいろな動物の能力を体感できるコンセプト遊具のほか、障害の有無や年齢性別にかかわらずみんなで遊べるインクルーシブ遊具を整備したところであり、こうした見どころを、園内はもとより公式ホームページやSNS等を活用しながら、積極的に発信してまいろうかと思っております。

**○駒木委員** 今、園長から新施設の見どころを公式ホームページやSNSを通じて積極的に発信し、旭山動物園本来の役割を果たしていくということを改めて、前向きな決意を伺いました。この間も、多くの動画やSNSに動画を頻回に上げてくださって、多くの方がそれを見て、旭山動物園の元気な姿を見て、来園できなくても、安心された方も多くいらっしゃったのではないかと思います。

最後に、遠足や修学旅行など、団体利用への影響の見通しについてお伺いします。

先日、市内の保育園の方から、園児を旭山動物園に連れていったところ、本当に喜んでいて、時間がたっても帰りたくないという子どもが多くいらっしゃったという、大変ありがたいお話を伺いました。このときに、保育園の方が旭山動物園の今回の事案を受けて行こうか迷った中で、決断をして旭山動物園に行かれましたが、迷っていた自分が本当に恥ずかしかったという、その子どもたちにこの旭山動物園を見せてよかったというふうに思って、その場にいた自分のその小さい気持ちに猛省したっていうような、ちょっと複雑な心境も伺いました。

そういったエピソードも受けながら、全国にこういった方も多くいらっしゃると思えます。

子どもたちにとっては、これまでどおり、旭山動物園は変わらず、最高の場所であります。一方で、今のエピソードとは真逆に、大切な子どもたちを送り出す親御さんや学校関係者の皆様の中には、一連の報道を受けて、心配や不安を抱えながら見守られている方もいらっしゃるのが現実であ

ります。

報道直後には一部のキャンセルも見られたとのことではありますが、現時点での団体申込みの動向や、これからのピークを迎えるシーズンへの影響の見通しについてお伺いします。

**○浅利経済部長** おっしゃっていただいたとおり、この事案が報道された当初につきましては、遠足などの団体申込みのキャンセルなどが一定限見られたところでございますが、現時点ではキャンセルが増えたり、あるいは団体申込みが目立って減っているというような状況はないというふうに報告を受けているところでございます。

ただそのような中、このような重大な事案が起きたということで、予断を許さないというふうには思っておりますが、先日も親子の遠足で多くのお子さんにお越しいただきましたし、今、園長からも答弁させていただきましたけども、新しい遊具でありますとか施設、さらには芝生の上で、お子さんたちが元気に走り回る姿が見られたということで、平常の旭山動物園に少しずつ近づきつつあるのではないかなと思っております、今後につきましても園の運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

現代は、いわゆる変革の時代というふうに言われておりますけれども、それとは逆に、変わらないものに対する価値が、私自身あるものだと思っております。旭山動物園がこれまで一貫して発信してきたことでありますとか、動物たちの行動の魅力、これは変わらないものでございまして、それらを求めて多くの来園者が旭山動物園に来ていただいているというふうにも思っております。

したがって、今後におきましても、旭山動物園の変わらぬ魅力を発信し続けることで、大人も子どももこれまでと変わらぬ笑顔になっていただける動物園であり続けるよう、関係職員一同、これまでに増して努力をしてまいり所存でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

**○駒木委員** 直後にはキャンセルがあったものの、現時点では目立った減少はなく、親子遠足などで多くの子どもたちが元気に走り回ってくれているというお話を部長から伺い、本当に安堵いたしました。

今回の事案を経てなお、多くの笑顔が園内にあふれているという事実は、不安を抱えながらも現場を守り抜いてくれた職員の皆様の情熱と、そして何より、私たち、旭山動物園を傷つけないという、自分たちの手で支えたいと願ってくださった旭川市民の皆様、全国、全世界の多くの皆様、今の旭山動物園を支えているのだということを強く感じております。

中田園長から発信されたメッセージのとおり、動物たちの元気な姿を発信し、本来の役割を果たしていくことこそが、信頼回復への唯一の道であると思っております。

先ほど答弁にありましたように、積極的な情報発信、そして、安定した園の運営を通じて、旭川市民の皆様のお気持ちにこたえていくことを強く望みます。市民の皆様が再び心の底から誇れる旭山動物園と、笑顔で胸を張れる日を共に作り上げていくことを期待しています。

私も旭山動物園に行きまして、変わらないもの、部長の御答弁にもありましたけども、息子の成長とともに見方も全然違うなと思うのと、息子が小さいときにあんまりこんなにゆっくり見ることなかったなあと、今成長して、十代になって見ていくと、改めて動物の魅力っていう、「伝えるのは、命」っていうのを改めて、息子だけじゃないですね、私も年を重ねて、感じるものが全く変わるなあと、そういう意味ではやっぱり何度行っても伝わってくるものって違うなあと、また再び今年何度も足を運んでいきたいなと思っております。心から応援をしていきたいと思いま

す。

私の質疑は以上になります。ありがとうございます。

**○江川委員長** ほかに御発言ございますか。

**○能登谷委員** 旭山動物園職員の逮捕等に係る状況について、私のほうからもお聞きしたいと思います。

まず、今回の事件で非業の死を遂げ、亡くなられた方の御冥福をお祈りしたいと思います。また、その遺族の方にもお悔やみを申し上げます。

最初に、動物園の位置づけについて確認いたします。

動物園は単なる観光施設ではなく、博物館法に基づく社会教育施設です。旭山動物園では、命の大切さを教えることが主要なテーマになっています。その命の大切さを教える社会教育施設において、職員がこのような事件を起こすこと、ましてや遺体損壊の現場になってしまったことは、重大な事態であると考えます。これらについての市の認識を伺いたいと思います。

**○浅利経済部長** 旭山動物園につきましては、本市の重要な観光資源の一つとして多くの方に親しまれてきた施設でございますが、御指摘のとおり、令和6年2月に博物館法に規定される登録博物館として登録されまして、「伝えるのは、命」を一貫したテーマに掲げてこれまで運営に努めてきたところでございます。

こうした中で、動物園に勤務する職員が重大な容疑で逮捕されるといった事態につきましては、市民の皆さんと一緒に育ててきた旭山ブランドを傷つけることになりましたし、警察の捜査への協力などによりまして、当初予定をしていた開園日を2日間延期するという結果にもなりましたことにつきましては、市としても重く受け止めているところでございます。

**○能登谷委員** 施設の管理についても伺います。

報道で知った限りでは、今回の事件は動物園の職員が夜間に施設に入り、しかも焼却施設を稼働させたということになっています。動物園の職員は、夜間や休日も含めて、敷地内や建物に自由に出入りできるということなののでしょうか。施設管理はどのようにされていたのか、具体的に伺いたいと思います。

**○浅利経済部長** 御質問について、事件に関わる部分につきましては捜査中の事案でもありまして、答弁は差し控えさせていただきたいと思いますが、基本的に動物園に勤務する職員が夜間等に敷地内や執務する事務所に入るための鍵は、常駐している警備員が管理を行っている状況でございます。

**○能登谷委員** 鍵の管理は常駐している警備員が行っているということで、答弁がありました。

それでは、職員の労務管理について伺います。

当該職員の勤務実態はどうだったのか、特に時間外や休日出勤の管理はどうだったかお示しいただきたいと思います。夜間の出入りが常態化していたのか、それは当該職員だけなのか、みんな同じ実態なのか、お聞かせいただきたいと思います。

**○浅利経済部長** 当該職員に限定した時間外実績等につきまして答弁は差し控えさせていただきたいと思いますが、昨年度の旭山動物園全体の時間外勤務量は6千927時間、1人当たりで申し上げますと年間216時間、これを1月あたりにしますと平均は18時間ということになりまして、私ども経済部全体の平均と大きな差異は見られないというような状況でございます。年中営業している動物園ということもあり、週休日が変則的な園の職員においても、休日勤務であります

とか夜間帯の勤務が常態化しているということはないものと認識をしております。

また、動物園特有なことがございますけれども、ある動物が生まれそうだとか、あるいは亡くなりそうだとか、そういった場合につきましては、極力事前に所属長である園長が命令を行っているということになりますけれども、事前に命令が受けられないような場合につきましては、当時の業務終了後にその内容と勤務終了時間を直ちに報告するような対応を行っているところでございます。

**○能登谷委員** そうなりますと、当該職員は犯行目的のために時間外勤務を装い、警備員の管理を突破して、施設に侵入したということになるのでしょうか。

**○浅利経済部長** 少なくとも、時間外の命令は当日は行っていないというふうに聞いているところでございます。

**○能登谷委員** 続いて、焼却炉の管理についても伺いたいと思います。

当該職員は、動物園の焼却炉を遺体損壊の現場にしたという疑いで逮捕されています。動物園の焼却炉は、公害防止条例の届出や、それからダイオキシン類対策特別措置法の届出も必要な施設ですが、焼却炉の管理基準や法的根拠をまずお示しいただきたいと思います。

**○浅利経済部長** 一般に焼却炉につきましては、その能力や規模等に応じまして、廃棄物処理法でありますとか大気汚染防止法のほか、御指摘の旭川市公害防止条例でありますとか、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく許可あるいは届出が必要なものになってございます。

動物園の焼却炉につきましては、所定の届出を行った上で、例えば適正に燃焼できる機能が保持されているかどうか、あるいは燃焼ガスの排出方法の管理でありますとか、ばいじんや焼却灰の処理などについて、関係法令に基づきまして、実施することが必要となるものと考えてございます。

なお、園において焼却灰、ばい煙については、委託によりまして年1回測定を行っているところでございまして、直近では今年の3月2日に環境部に対して報告を行っているところでございます。

**○能登谷委員** この焼却炉の場合、摂氏800度以上の高温状態で焼却する施設であって、燃焼に必要な空気の通風や、外気との遮断などが義務づけられていると思います。いわゆる危険施設であると考えられます。このような危険施設に、誰でも自由に入れる、自由に焼却炉を使うことは通常できないのではないかと考えますが、これはどのように管理されていたのでしょうか。

焼却炉の出入りの鍵の管理、稼働させるための運転などはどのように行っていたのか、お示しいただきたいと思います。

**○浅利経済部長** 焼却炉につきましては、基本的には園内で動物が死亡した際にその死因の解明をするために解剖を行い、その解剖を行った後の動物の火葬をするための主な目的として設置をしているものでございます。

これまで動物の火葬に際しましては、責任者が立会いの下、複数の職員で焼却炉を稼働させて火葬するということはございましたけれども、日常的な鍵の管理の部分につきましては、現在捜査に関わりうる状況でございますので、お答えにつきましては控えさせていただきたいというふうに思います。

**○能登谷委員** 当日の鍵はともかくね、それは捜査に関係あるかもしれませんが、しかし日常的に鍵をどのように管理していたのかというのは、捜査とは関係ないのではないのでしょうか。

むしろしっかり管理していたことを示したほうが、動物園の名誉が守られるのではないのでしょうか。

○**浅利経済部長** 繰り返しになりますけども、捜査上の関係がございましたのでお答えできませんが、お答えできるような状況になりましたら、こういった部分につきましてはお答えをさせていただきたいというふうに思っております。

○**能登谷委員** なぜそういうことを言うかということですね、元の関係者から、焼却炉にはもともと鍵はかかっていなかったと、出入り自由になっていたという声が聞こえています。そうであれば捜査上の都合ではなく、動物園の管理がずさんだったことを隠すために、答えたくないのではないのでしょうか。日常的に鍵がかかっていたのかどうか、はっきりお答えいただきたいと思います。

○**浅利経済部長** 繰り返しになりますけども、現在の段階では捜査上に関係するものですからお答えすることはできませんが、先ほど申し上げたとおり、お話ができるような状況になった際にはお話をさせていただきたいというふうに思います。

○**能登谷委員** ぜひ、そこははっきりさせていただきたいと思います。

先ほどの答弁では、焼却炉の運転は関係法令に基づき実施すると、年1回測定を行って環境部へ報告を行っているということでした。法令では年1回以上になっていますけれども、1回でもいいということなんでしょうね。

それでは焼却炉の運転を管理する上で、焼却帳簿が必要だと思いますが、焼却帳簿どのように運用されていたのでしょうか、お答えください。

○**浅利経済部長** 法令に基づく焼却帳簿につきましては、産業廃棄物については必要となるものがございますけれども、動物園で扱う一般廃棄物については必ずしも必要がないものと認識しておりまして、現状、動物の死亡に際して獣医師による解剖記録の作成は行っておりますけれども、焼却に関する記録等については持ち合わせていないところでございます。

○**能登谷委員** 帳簿がないという答弁でした。

確かに、産業廃棄物には定めがあって、一般廃棄物には定めがないというのは事実だと思うんですね。ただそれは産廃と一廃では焼却するものが違う。なので、産廃には義務的に定めがあるけど一般廃棄物ではないということなんだと思うんですね。ただそれは、普通は管理者の責任で対応すべきことではないでしょうか。

ダイオキシン特措法では、年に1回の焼却灰、ばい煙について報告しますが、そのときに問題になった場合、帳簿がなければ検証することもできないのではないのでしょうか。それらがなくても、危険施設の管理として、いつ、何をどれだけ焼却したのか、帳簿などで管理するのが当たり前のことではないのでしょうか。

○**浅利経済部長** これまでは帳簿による管理を行っていないというような状況でございます。

○**能登谷委員** 最後にしますが、冒頭述べたとおり、命の大切さを教える社会教育施設において、このような重大な事態に至ったことは、真摯に受け止めて、すぐにでも対策を講じる課題があるのではないかと私は感じます。

もし仮に動物園の施設管理、特に焼却炉の管理がずさんだったために、遺体損壊の現場になる隙、余地を与えていたということになれば、重大な問題だと言わねばなりません。

それらについての課題認識や、今後の改善点についてどのように考えるのか、市の見解を伺いたい。

○**浅利経済部長** 市といたしましては、まずは、今後も捜査に協力をしながら事件の全容解明を待

つということになりますけれども、旭山動物園が今後もまちの財産として存続していくためにも、適正な施設管理運営がされることが重要であるというふうに考えてございます。

御指摘のような点も含めまして、捜査に協力する中で把握した課題につきましては、改善に向けてしっかりと取り組んでまいりますし、一部そういったものについては既に改善をしている状況でもございますので、御理解いただければと思います。

**○江川委員長** ほかに御発言ございますか。

**○金谷委員** まず、このたび被害をお受けになり、当事者及び遺族の方々に対して、会派として、心からお悔やみを申し上げたいと思います。

それでは、3項目ほどお聞かせいただきたいと思います。るる聞きたいことはあります。しかし、現在捜査中ということもあり、答弁に限界があると思いますので、あえて、何点かのみお聞かせください。

まず、オープン前の市民からの声はどのようなものが市に入っていたのでしょうか。また、オープンした後、現場で、御来場者、市民または観光客様々いらっしゃると思いますが、報告の中で部長からは、スタッフに応援をするという声が入っていたという一言入ってございましたけれども、もう少し、現場での様々な声についてお聞かせください。

**○浅利経済部長** 市民など来園者あるいは来園を予定された方々からの御意見等の御質問でございますけれども、まずはポジティブなお話といたしましては、職員の皆さん頑張っしてほしいと。今回の事案については、動物は関係ないんじゃないかと。あるいは動物たちに責任はないと。そういうような応援の言葉がほぼ全体の9割ぐらいを占めるような状況でございました。

ただそのような中で、今回2日間、開園を延期したということでございますが、そもそもそれを知らずに、29日からオープンするんでしょうかというような問合せでありますとか、こういうような状況の中で、まだ開園するのは早いんじゃないかというような、ネガティブな御意見も頂戴しているところでございまして、動物園あるいは経済部のほうにそのような連絡が入っていたという状況でございますが、現状としては、そういったお話は大分少なくなってきておりまして、平常に戻りつつあるものだというふうに認識をしております。

**○金谷委員** オープン後の現場の声は、答弁がなかったかなと思います。

ゴールデンウィーク中の来場の状況は、今御説明いただいて、数字として堅調であった理由は、天候に恵まれたからというお話でありました。

私に入っている市民からの声としましては、このような事件を受けて、何とか動物園を応援していきたい、そういった声で、ふだんは行かないんだけど、初日から行きましたと、これから行きますと、そういう声が多く入っておりますので、そういった数も、この増えた要因と私は考えております。

それでは、ゴールデンウィーク後、現在まで、来場の数は堅調であるのか、状況について御説明ください。

**○浅利経済部長** ゴールデンウィーク後の来園者数の推移でございまして、現状としてはいわゆる大きな変化はないということで、これまで同様に、来園者を積み重ねている状況でございます。

先ほども申し上げたとおり、開園延期の際、あるいは事案当初の報道等の影響などによりまして、

一部開園当初には団体の部分でのキャンセルというものが入っていたというような状況がございますが、現在は平常に戻りつつあるというような状況の中で、大きな変化はございません。

**○金谷委員** 最後になります。

これまで市民の方とお会いする中で、今回の事件を受けて不安の声が入ってきております。

どういう内容かと申しますと、実際にこれまで動物園に親子で来園された、その中で、鳥の実態の御説明を聞いていたと。それがニュースで映像として映っている、いわゆる加害者の方のお顔であったということなんですね。これについては、お子さんを含めて、非常に大きな不安を持っているというお話も頂戴しております。

応援の声は9割、そして、まだ早いのではないかという声や、少なかったけれども、そういったこともあると思います。キャンセルも、やはり小さいお子さんを連れていくには、この事件が重く、行くことができないという声もあるわけですね。ですので、この後、様々、捜査中ということで答えられないことが多いのは分かりますが、この総括をしっかりと、この事件の起きた経過、理由、さっきの能登谷委員の質疑もありましたけれども、そういったところを検証をした上で、また信頼回復をしなければいけません。市民のこういった不安のお気持ちもしっかりと頭に入れて、改善をしていっていただきたいと思いますので、それについてお答えを聞きまして、私の質疑を終了したいと思います。

**○浅利経済部長** 今回もともと想定はしてございませんでしたが、職員が重大な容疑で逮捕されるというような事態を招いたことにつきましては、やはり市として重く受け止めなければならないですし、先ほど申し上げたとおり、これまで築き上げてきた旭山ブランドが揺るぎかねないような事態だというふうな認識を持っているところでございます。

そういった中で、当然ながら園内の管理を含めまして再度見直しを行う中で、きちっとお客様方にお迎えができるような体制、安心していただけるような体制の構築を行うことがやはり重要であるというふうに考えておりますので、そういった部分についての改善等につきましても今後も進めてまいりたいというふうにも思っています。

ただ、これまで旭山動物園が一貫して発信してきたことというものはぶれることなく、今後も発信をしていく必要があるというふうにも考えておりますし、旭山動物園が与える地域経済等に対する影響の大きさというものも十分私も承知をしているところでございますので、そういった部分も含めまして、今後も旭川のキラコンテンツであり続けるように、動物園の園内管理、そして、動物園の魅力の発信、この二本立てを改めて職員一丸となって行ってまいりたいというふうに考えてございます。

**○江川委員長** ほかに御発言ございますか。

**○皆川委員** 公明党、皆川です。

今、各委員から質疑ございました。

今回の件は、市民の皆様、そして旭山動物園を愛してくださっている多くの方々に、大きな衝撃と不安を与えた、大変重大な事案であるというふうに、私自身も重く受け止めているところでございます。特に子どもたちや家族連れ、また観光などで旭山動物園を楽しみに訪れている皆様にとっても、不安や戸惑いを感じる出来事であったのかなというふうに思います。

また一方で、日々懸命に動物園の運営を支えていただいている現場の職員の皆さんも、非常に複

雑な思いの中でおられるのではないかというふうに感じております。

現在警察による捜査中ということでもありますので、その点も踏まえながら、本日は施設管理、また市民の不安への対応、そして信頼回復の観点から、何点かちょっと確認させていただきたいと思いますが、先ほど来ずっとありました、まず市民や来園者から、現在どのような声が寄せられているのか改めて伺います。また、旭山動物園として今回の件による影響をどのように受け止めているのか、お伺いしたいと思います。

**○中田旭山動物園長** 先ほど部長から報告させていただきましたが、当園職員が警察の任意聴取を受けその後逮捕されるという重大な事案が発生し、市民の皆様をはじめ、全国の旭山動物園を応援していただいている皆様に多大な御不安、御心配をおかけしておりますことに、施設の責任者という立場からも重ねておわびを申し上げます。

事案発生後、当初予定していた開園日を後ろ倒しにさせていただくことになりましたが、この間、園にはSNSなどを通じて開園を心待ちにされている方々から大変多くの温かいメッセージを頂戴したところでございます。

また、5月1日に開園した後は、お子様も含めて大変多くの来園者の方と、動物に関わるやり取りをいつもどおり交わすことができ、まずは開園できて本当によかったなと感じております。

今回の件による影響は、事態の重大性を踏まえると、決して少なくないものと考えておりますが、命の大切さを伝える動物園としてぶれることなく、今後も、スタッフ一丸となって園の運営に努めてまいりたいと思います。

**○皆川委員** 今後、例えば修学旅行だったり、観光への影響について、やっぱり不安視する声っていうのも出てくると思います。その中で、本市としてどのように安心感の回復につなげていこうと考えているのか伺いたいと思います。

また、旭山動物園は、長年多くの方々に愛されて、旭川の誇りとして歩んできた施設でもあります。今回傷ついた信頼を回復していくために、市としての決意を伺いたいと思います。

**○浅利経済部長** 園長も答弁させていただきましたとおり、今回の件の影響は少なくないと考えてございますけれども、2日遅れで開園したゴールデンウィークでございましたけれども、入園者数に大きな減少が見られなかったということで、我々も、まずはほっとしているところでございますが、一朝一夕とはいかないものの、今後も着実に園を運営すること、さらには動物の生き生きとした姿を発信していくこと、こういったことに努めることで、安心感でありますとか、公共施設としての信頼、こういったものの回復につなげてまいりたいというふうに考えてございます。

**○皆川委員** 私もやっぱりこの市民の皆さんから、旭山動物園、本当に頑張ってほしいっていう、そういう声を数多くいただいております。

一方で、今回は市の施設内で発生した事案である以上、市として重く検証していく必要があると考えます。

その上で、焼却炉を含めたバックヤード施設の管理体制について、改めてどのような検証を行っていくのか、また、市民の不安の払拭という意味でも、再発防止策についてはできるものから速やかに対応していく必要があると考えますが、市としてどのように取り組んでいこうと考えているのか伺いたいと思います。

**○浅利経済部長** 事件に関わる部分につきましては、捜査中の事案でもございますので答弁は差し

控えさせていただきたいというふうに思いますが、施設全体といたしまして、不適切な利用がされないような管理の在り方、具体的な手法については検討する必要があるものと認識をしております。

今回の事案につきましては、外部の方が入ってということではなく、職員がという、ちょっと我々としては想定を超えたような事案ではございましたけれども、実際起きたことですので、今回の反省点を生かして、一部既にもう改善を実行していることはございますけれども、改めて、今回の事案を通じて園全体を見渡しながらか、改善すべき点は改善していきたいというふうに考えてございます。

**○皆川委員** 一部ということで、職員の入退庁記録ですね、そういうことに関しては実行しているということでありました。さらなる再発防止策という部分で、対応していただきたいと思いますというふうに考えております。

安全な動物園運営を続けていくためには、設備面だけではなくて、現場職員が安心して相談や報告ができる組織体制が重要であるというふうに考えます。今回、市の職員による重大事件であったことも踏まえ、職員が悩みやストレスを抱えた際の相談体制や組織的なフォロー体制について、改めて検証すべき点もあると考えます。特に現場で働く職員の皆さんが孤立することなく安心して声を上げられる環境づくりも大切ではないかと思いますが、現在の取組と今後の考えについて伺いたいと思います。

**○浅利経済部長** 委員御指摘のとおり、事態の重大性あるいは特殊性から職員の心理的な負担への配慮は十分に考慮すべきものと認識をしております。

今回、全面的に捜査協力をさせていただいているところでございますが、その捜査協力自体も、職員にとってみればふだん受け慣れていないようなことでもありますし、事情などを聞かれるということもありまして、そういった部分でもストレスを感じ、事件だけではなく、そのあとの捜査の部分についても負担がかかるものではないかなというふうに思いますし、園長自身も、4月1日に園長になって、その後間もなくこの事案が起きたということで、かなり負担になっているんじゃないかなというふうに、上司の私としても気にかけているところでございます。

こういった園の職員、あるいは関係されている方々に対しましては、これまでも総務部の職員健康管理室の協力を仰ぎながら、現地における保健師の面談、カウンセリング、そういったことの実施でありますとか、希望者との電話相談などについても総務部の協力をいただきながら実施をいたしましたけれども、今後もスタッフが一人で悩みを持つこと、あるいはストレスを抱えないようにする、こういった目配りをしながら適宜相談等に応じられる職場づくりというものを、きちっと取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

**○皆川委員** 部長からも様々答弁いただきました。

今回の件、本当に大変重く受け止める必要があると思っております。

一方で、旭山動物園は、長年、多くの子どもたちや家族、そして全国の皆様に愛されてきた、旭川の大切な財産でもあります。だからこそ今回の事案をしっかりと検証して、市民や来園者からの信頼回復、そして再発防止につなげて、今後も安心して訪れていただける動物園運営につなげていただくことを強く求めまして、私の質疑を終わりたいと思います。

**○江川委員長** ほかに御発言ございますか。

(「なし」の声あり)

○**江川委員長** なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては退席していただいで結構です。

次に、(7)旭川市運動部活動の地域展開に関する基本方針の策定について、(8)地域集会施設の活用に関する実施計画(改訂版)の策定について及び(9)(仮称)旭川新アリーナ等整備事業の応募結果に係る調査状況についての以上3件について、理事者から報告願います。

○**菅原観光スポーツ・シティプロモーション部長** 旭川市運動部活動の地域展開に関する基本方針の策定について、御報告申し上げます。

A4横の、寄せられた御意見と市の考え方の資料を御覧いただきたいと存じます。

本年3月16日から4月15日まで意見提出手続を行い、資料に記載のとおり2件の御意見をいただいたところでございます。

いずれの意見につきましても、市の考え方と同様あるいは今後の事業実施の中で検討を進めることができるものとして、意見提出手続に伴う基本方針の修正はなかったところでございます。

ただし、A4横の修正内容の資料にありますように、4月に旭川市立中学校部活動ガイドラインが改定されたことに伴い、一部文言の修正を行っております。

こうした内容につきまして、旭川市運動部活動の地域移行に関する懇話会委員の皆様御意見を伺い、基本方針を策定いたしましたところでありますので、よろしくお願ひしたいというふう存じます。

次に、地域集会施設の活用に関する取組につきましては、総務常任委員会所管の案件ではございますが、施設所管部として関連がありますので、御報告をさせていただきます。

本件は、先ほど御説明しました使用料、手数料の見直しと重なる内容もあることから、併せて取り組む取組を進めてきたものであり、昨年11月と本年2月17日の本常任委員会において、改訂案に対する意見提出手続や市民説明会等の市民参加の実施状況等について御報告をさせていただきました。その後、附属機関であります行財政改革推進委員会での審議や、行財政改革推進本部会議を経て、本年4月30日付で策定したところでございます。

本実施計画改訂版につきましては、配付資料の地域集会施設の活用に関する実施計画(改訂版)、地域集会施設の活用に関する実施計画(改訂版)【概要版】及び参考といたしまして、地域集会施設の貸室(令和8年4月現在)の3つで整備をしているところでございます。その内容につきましては、昨年11月の本常任委員会においてお示しした改訂案の内容から変更はございませんので、説明は割愛させていただきたいと存じます。

今後は、第2回定例会において本計画に関連する施設設置条例の改正議案の提出を予定しており、議決をいただいた後、本年10月から、本計画に基づき、受益と負担の適正化へ向けた取組指針を踏まえた共通の使用料や減免基準の設定など、施設の効率的な活用に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

○**松本観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備担当部長** (仮称)旭川新アリーナ等整備事業の応募結果に係る調査状況につきまして、御報告申し上げます。

(仮称)旭川新アリーナ等整備事業につきましては、去る4月24日開催の本委員会におきまして、応募者がなかったこと、また、その原因についての調査を実施することを御報告申し上げたと

ころであり、現在本事業に関心のあった事業者へのアンケート及びヒアリング調査を実施しているところでございます。

現時点における進捗状況といたしましては、アンケートへの回答を受領し、同意をいただいた複数の事業者とヒアリングを行っているところでございます。その中で、より丁寧な調査を実施する必要があるとの観点から、応募に際し、グループでの応募を想定していた事業者につきまして、代表者のみではなく、グループを構成していた個々の事業者に対しまして、それぞれが担う役割に応じて、さらに踏み込んだ聞き取りを行うことが必要であると考え、現在聞き取り作業を進めているところであり、明日以降も複数の事業者との面談を予定しているところでございます。

調査結果の取りまとめについてであります。次回の本委員会で報告することを目標に作業を進めておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、御報告とさせていただきます。

○江川委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○江川委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては退席していただいて結構です。

次に、(10)旭川市営牧場の廃止について、理事者から報告願います。

○林農政部長 旭川市営牧場の廃止について、御報告いたします。

市営牧場は、育成牛の預託放牧を行うとともに、牧草を畜産農家に供給することで生産コストを低減し、酪農及び肉用牛経営の安定化を図ることを目的に、国営草地開発事業により昭和61年に開設されました。

市営牧場への入牧は、開設当初は311頭、最も多い平成6年度には650頭でしたが、令和4年度には100頭を下回り、令和7年度は開設以来最少となる47頭となりました。

市営牧場の在り方につきましては、平成24年度から検討を開始し、運営規模の縮小など、経費の圧縮に努めてきたところでありますが、抜本的な解決にはつながらず、早期の廃止を含めた運営方針の検討を進めるため、令和6年度から指定管理者及び市営牧場利用者への意見聴取や、市内農協及び上川生産農業協同組合連合会との打合せを行い、廃止する場合の課題や廃止後の支援策について協議してまいりました。

令和7年度には市営牧場がある江丹別地域において、住民に対する説明会等を実施し、市営牧場の廃止について利用者及び地域住民から一定の理解を得たところでございます。

以上を踏まえ、指定管理者の人員整理期間を考慮し、令和9年度末をもって市営牧場を廃止することを決定いたしました。市営牧場廃止後は、草刈りなどの最低限の維持管理を継続しつつ、跡地の売却など、有効活用することを検討してまいります。

以上でございます。

○江川委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○江川委員長 以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

そのほか、委員の皆様から御発言はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○江川委員長 それでは、本日の委員会は、これをもって散会いたします。

---

散会 午前11時17分